

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

—徳川家康と伊奈忠次の役割を中心に—

伊 奈 健 二

- I はじめに
- II 分析の視角
- III 関東入国と徳川家康
 - (1) 徳川氏の関東移封と江戸の周辺
 - (2) 代官頭伊奈忠次の登用と経済開発
- IV 伊奈忠次の系譜と三河一向一揆
 - (1) 三河の国と伊奈氏の系譜
 - (2) 三河一向一揆と伊奈氏の去就
 - (3) 家康の伊賀越えと伊奈忠次
- V 伊奈忠次の役割と功績
- VI おわりに

I はじめに

2003年は徳川幕府成立からちょうど400年目に当る。家康は石田三成を破った関ヶ原の戦い（慶長5年、西暦1600年）で、すでに実質的に天下を掌握したのであるが、3年後の慶長8年（1603年）、朝廷から征夷大将軍の宣下を受けると、江戸に幕府を開設した。徳川幕府の開幕は、家康が豊臣政権下の5大老¹⁾の一人としてではなく、名実ともに武家の棟梁として君臨することを天下に示すものである。

1)徳川家康、前田利家、毛利輝元、上杉景勝、宇喜多秀家。

したものである。

歴史学者でもない私がいまなぜ徳川幕府の問題を取り上げるかというと、私の遠祖が伊奈忠次という徳川初期に活躍した武将の一人であるということもあるが、年を取つくると、多かれ少なかれ、歴史的な事象に興味を持ち、関心を抱くものである。

本稿では歴史を教科書的にみるのではなく、徳川幕府初期の問題を、現代における政治、経済的問題とできるだけ関連づけながら以下の視点から取り上げてみたい。

II 分析の視角

(1) まず人類の歴史は戦争の歴史でもあるといわれるが、日本の歴史のなかで戦争のない時代が約260年間も続いたのは、後にも先にも徳川時代だけであり、世界の歴史のなかでも恐らく稀な時代ではなかったかと思われる。

文明開化、自由と平等を旗印に近代国家として出発した明治維新後の日本の歴史を振り返ってみても、西南戦争に始まり、日清・日露の戦争、朝鮮半島併合、満州事変、日中戦争、第二次世界大戦とまさに戦争の歴史であり、戦争がなかったのは、日本がアメリカを中心とした連合軍に無条件降伏した1945年以降のわずか57年余りの間だけである。この間、日本経済は平和憲法の下で高度成長を遂げ、こんにちに至つたのであるが、終戦後60年にも満たない現在、また世界的にテロだとか報復あるいは自衛隊の海外派遣など焦臭い空気が漂い始めている。

新聞報道によると、周辺事態法や国旗・国歌法、改正住民基本台帳法、監聽法（通信傍受法）などはすでに国会で成立し²⁾、最近では小泉首相の「備えあれば憂いなし」というごく常識的な言葉に操られ、有事法制関連3法案が閣議決定され、国会審議にかけられるとか、国民はずるずると知らない間に戦争の方向に誘導されつつあるように思われる³⁾。戦争時代を体験した筆者は、戦争

2) 「世界」2002年5月号特集「何のための『有事法制』か。」を参照。

の恐ろしさを身にしみて知っている。軍隊が一人歩きしたせば、いかにシビリアン・コントロールといつても押えがきかなくなることは歴史が証明している。それだけに戦争がいかに過酷なものであるかを、戦国時代を例にとり検証してみるのも面白いものである。とくに統一政権確立のためとはいへ、戦国時代を勝ち抜いてきた信長、秀吉、家康がいかに戦争を終結させ、戦争の根源を取り除き、構造改革を推し進めてきたかを戦国末期から徳川幕府成立初期にかけての歴史的推移を考察してみるのも有意義ではないかと思われる。

(2) また現在、東京はわが国の政治、経済の中心地として存在しているが、家康が江戸打入⁴⁾（関東入国）を決意した1590年までは利根川、荒川が江戸湾に流入し、河川の氾濫で、沼地と湿地帯あるいは荒涼たる武藏野平野が広がっているだけの全くの未知、未開の土地であったことは、あまり知られていない。

「河川を制するものは天下を制する」という中国夏の國の禹王の例が示すように⁵⁾、家康の意向を汲み取り、治水事業により関東平野の大改造を行なった代官頭伊奈忠次の治績は注目に値する。彼は広範な検地⁶⁾を実施するとともに、高度な土木技術を駆使した治水工事によって新田開発を推し進め、関八州の原野を殷富^{いんぶ}の土地に変化させたことは諸書筆を揃えて記している⁷⁾。また寺社領安堵の証文の書立や今川、武田などの遺臣の取立（採用）など治安の維持に努めるとともに旗本等に対する知行書立、宿場町の開発や伝馬手形の発給など交通・運輸の基礎固め、あるいは評定衆として国政にも参与し、通貨制度の整備や訴訟の吟味、判決までも行なっている。利世安民の経済家として江戸幕府

-
- 3) 今回の国会審議は反響の大きさや時間的に法案の通過の目処が立たないために取止めになった。
 - 4) 家康の関東入国は「江戸打入」と称するほど必死の覚悟であったと思われる。
 - 5) 禹（ウ）、中国の歴史上の最初の王朝（紀元前21世紀頃～前16世紀）である夏の國を建てた王の名。堯（ギョウ）、舜（シュン）の二帝に仕え、黄河の洪水を治めて舜から位を譲られた伝説上の聖王。
 - 6) 年貢高・諸役などを算定するために豊臣秀吉によって全国的に実施された（太閤検地）。土地一筆ごとに、所在・地目・面積・石高・耕作者などを記入する。耕作者は年貢納入の義務を負う。伊奈の場合、「伊奈検地」「備前検地」として知られている。
 - 7) 『寛政重修諸家譜』『事実文編』『地方凡例録』『古事類苑』『不算得七』『農政座右』『諸士列傳』『人鏡錄』『東京市史稿』『参考錄餘』

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

の財政基盤を確立させた彼の功績は「酒井、榎原、井伊、本多など徳川四天王と称せらるるものとの攻城野戦に於ける武勲と比照して、遜色なきのみならず、寧ろこれを凌駕すべきものがあつただろう。」⁸⁾といわれている。

現在わが国はグローバリゼーションの下で大転換期に直面しているが、政治改革、経済改革、産業の構造改革などどれ一つとっても、遅々として進んでいない。

戦国時代は戦いに勝ち抜くためには、戦国大名それぞれが諜報活動による情報の収集、経済基盤の確立、技術開発力の強化で経済成長に力を入れたものであり、現在の情勢と比較しても充分に興味深い。

(3) 徳川幕府は封建制度社会である。封建社会とは皇帝、天子、君主等が直轄領以外の土地を諸王、諸侯などに分与し、領有化させることによって国王と諸侯との間あるいは君主と家臣との間に主従関係が生じる身分階層的社会制度であるが、同じく封建社会といっても徳川幕府は鎌倉、室町幕府とはかなり違ってきている。たとえば鎌倉、室町幕府では「一所懸命」という言葉の語源が示すように武士と土地所有が一体化し、武士は土地に命を懸けたが、徳川幕府では「士農工商」の身分制度が確立され、武士は土地所有と切り離され、身分に応じた知行を当てがわれるだけで、完全にサラリーマン化してしまっている。また身分制度に基づいた官僚制度が確立したことでもこの時代の特徴で、「お上」といえば政府、官庁を指すのもこの官僚制度からきている。

(4) この身分制度の確立は統一政権をめざした信長・秀吉以来の兵農分離の結果であるが、その背景には農業生産力の増大があり、武士は働かなくても農民の生産の上に存立することが可能になったことを示している。また封建社会とはいえ、江戸、大阪を中心に商品流通、人の往来も活発化し、経済活動としては資本主義経済となんら変りはない。徳川幕府体制が強化されるにつれ、幕府による大名の国替えや取り潰しが積極的に行なわれ、その過程で大量の浪人（現在でいう失業者）が発生したことと現在と似通っている。大名の廃絶は幕府による大名再編成の結果生じたもので、企業倒産と同じく、その藩に属していた武士は浪人することになる。しかし、大量に発生した浪人も江戸、大阪

8)木村莊「伊奈忠次」の項、平凡社『大人名辞典』P270

を中心とした都市の隆盛と繁栄のなかで吸収され、江戸時代特有の日本文化が育成されていく。これは高成長期の日本経済と同じである。

(5) いずれにしても封建社会は徳川幕府が大名の土地領有化を公認し、政治、経済の運営を各藩に任せる制度であるから、今までいう地方分権が徹底して行なわれた時代である。地方の時代は現在よりも江戸時代の方が進んでおり、江戸時代に地方独特の特産物や文化が生みだされたのはそのためである。

(6) 織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の性格を比較する言葉として「鳴かずんば殺てしまえホトトギス（信長）、鳴かしてみせようホトトギス（秀吉）、鳴くまで待とうホトトギス（家康）」の例がよく出されるが、企業の経営者としてみた場合、信長は天下統一の途中、京都本能寺で部下の明智光秀に殺され、秀吉は天下は統一したが、豊臣政権は統一からわずか20年しか存続しなかった。これに対し、徳川幕府は幕府成立から260年以上も続いている。この違いはどこからくるのか。鎌倉、室町幕府と比較しても同じことが言えるのであるが、経済学、経営学の立場からも徳川家康の行政手腕、経営手腕は考察するに値する。

(7) さいごに、現在、埼玉県と茨城県に伊奈町（マチ）がある。埼玉県の伊奈町は大宮の近くにあり、昭和18年、小針村と小室村が合併した時、伊奈忠次の小室陣屋（伊奈）を村名とし、昭和45年、町制施行で伊奈町になっている。また茨城県筑波郡の伊奈町は間宮林蔵の生誕地として有名であるが、昭和29年、近隣の三島村、谷井田村、豊村、小張村が合併する際、伊奈忠次の次男、関東郡代・伊奈忠治の足跡を記念して町名としている。

本稿では、徳川幕府初期に関東平野に大きな足跡を残した伊奈忠次の治績を中心に述べてみたい。

III 関東入国と徳川家康

（1）徳川氏の関東移封と江戸の周辺

家康が秀吉から江戸への転封を命ぜられたのは、1590年、小田原征伐によって後北条氏⁹⁾が滅亡した直後である。7月13日に移封を申し渡され、8月1日

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

にはもう江戸に入城している。当時の武士はまだ兵農分離が完全ではなく、先祖からの土地への愛着が強い状況を考えると、想像もできない迅速さである。家康は当時すでに三河、遠江、駿河、甲斐、南信濃の5ヵ国を領有する大大名であったが（第1図参照）、先祖からの発祥の土地・三河のほか自らの力で勝ち取ってきた遠、駿、甲、信5ヵ国を放棄し、秀吉の意向に従って関東転封に応じたのは相当な決断がいったであろう。この関東入国の事情については諸説があるが、7月5日に北条氏が滅亡し、7月13日に移封を申し渡されていることから考えると、秀吉から小田原征伐の先峰を命ぜられた家康は、小田原出陣以前に関東移封を秀吉から内々に打診されていたと考えられる。しかし東海甲信5ヵ国から後北条氏の所領関東（伊豆、相模、上野、下野、武藏、上総、下総）へ移転するにしても、徳川氏の本拠地が江戸になるとは家臣のだれもが思っていないかったようだ。というのは、江戸は今までこそ巨大都市東京であり、太田道灌が築城した江戸城があったことは知られてはいるが、当時としては江戸といつてもだれも知らない未開の土地であった。

『岩淵夜話』¹⁰⁾によると「関八州家康公御領地となり候えば、御在城の儀は未だ何方とも仰せ出だされず、さるによって御旗本の諸人つもりに10人に7、8人までは相州小田原と推量^{つかまつ}仕^{つかまつ}る、そのうち2、3人も鎌倉にて御座あるべきかなどと申す衆もあり。然る所に秀吉公と御相談の上にて、武州江戸を御居城と仰せ出ださる。諸人手を打ってこれは如何にと驚く」¹¹⁾とあり、だれもが移転先は後北条氏の所領を継承し、小田原か鎌倉と思っていた。「東の方平地の分はここかしこも汐入の蘆原にて、町屋、侍屋敷を10町と割付くべき様もなく、さてまた西の方は渺々^{びょうびょう}と菅原、武蔵野へと続き、何所を縫りといふべき様もなし」¹²⁾と記され、また太田道灌が築城したとされる江戸城も^{そぎいた}粉板で

9) 北条早雲に始まる小田原北条氏の俗称、鎌倉幕府執権の北条氏と区別して用いられる。

10) 『岩淵夜話別集』(国会図書館蔵)。

11) 山本七平『徳川家康』P101 文芸春秋

同上 P108、煎本増夫『江戸幕府と譜代藩』P166 雄山閣出版

『岩淵夜話別集』P777

12) 山本七平前掲書 P108、岩淵夜話

第1図 日国名地図



(注) 国の区分は、九世纪ごろ以後の國のようすに固定した。陸奥(むち)と出羽(でわ)は十九世纪になつて細分された。

(注) 佐伯梅友編「新解漢字辞典」小学館

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

葺いた粗末なもので、「江戸城はさきざき北条がとき城代たりし遠山が家居、本丸より2、3丸まで古屋残れり。多くは柿葺（京風の上等）はなく、みな日光そぎ、飛州そぎなど、いうものにてふけり。中にも厨所（台所）の辺は萱茨（かやいばら）にていとすすけたり。玄関の階板（きざはしだ）は、幅広き舟板を三枚ならべて階とし、その余はみな土間なり」¹³⁾とあるように、後北条の城代遠山直景がいた江戸城は長い間の籠城で破損し、廃屋同様のさびれた城であった。また江戸という土地も、第2図にあるように、武蔵野台地が切断されたように海に面しており、日比谷は入江で、漁村が広がり、まわりは麹町、市ヶ谷、四谷の台地、谷をへだてた牛込台地、神田山台地、小石川台地などに囲まれ、それぞれの台地のあいだには川が流れ、溜池が散在し、江戸の下町の大部分は川や海にのぞむ沼沢地か低湿地、あるいは海面下にあり、また台地にはいくつかの貧しい集落があるだけであった。「天正18年（1590年）権現様（家康）関東御入国被遊候節、郷村の百姓の儀は、目もあてられぬ有様にて、其所の名主長百姓たりとも、室内に床を張り、畳を敷きたる家とては一軒も無之、男女共に身には布子と申物を着し、縄帶を致し、わらにて髪をたばねたる物斗の様子に有之候由…」¹⁴⁾と家康が江戸入国の際に群がり寄ってきた民衆を描写して、そこに住んでいた人々の貧しき様子が記されている。

また当時の江戸は、第3図のように、坂東太郎と呼ばれた利根川は会の川の流路と浅間川の流路が合流して古利根川として南下し、途中、元荒川と合流し、さらに南下して入間川（現在の荒川）と合して江戸湾に流入していたし、その東側には渡良瀬川が流れ、庄内古川、中川から太日川（太井川）となって江戸湾に注いでいた。坂東太郎と呼ばれた利根川は九州の筑後川（筑紫次郎）、四国の吉野川（四国三郎）と並び称せられるわが国最大の河川であり、名にし負う荒川である。これらの河川は雨季にでもなれば荒れ狂い、全く手がつけられなかつたようで、江戸はほとんどが芦が生い茂った湿地帯と沼地にならざるをえなかつた。

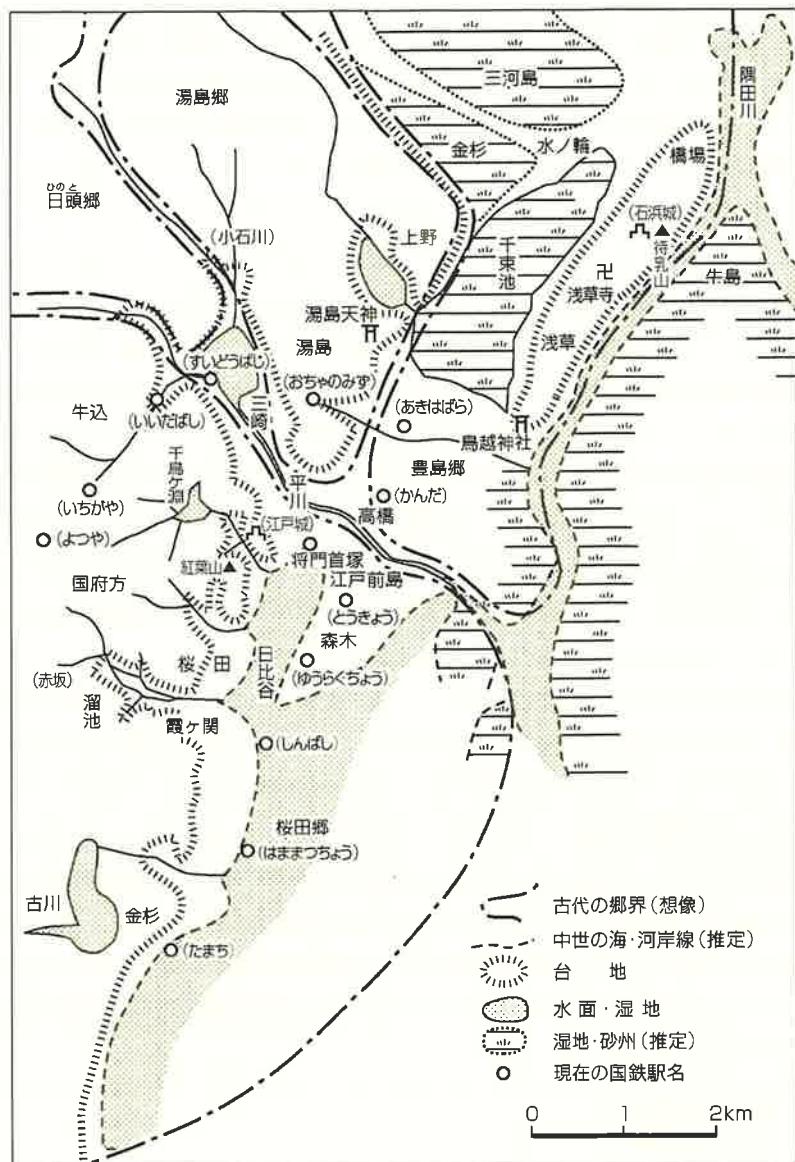
13)『君臣言行録』

山本七平前掲書 P107

14)大道寺友山『靈岩夜話大意之弁』

九野啓祐『関東郡代の終焉』P54 講談社出版サービスセンター

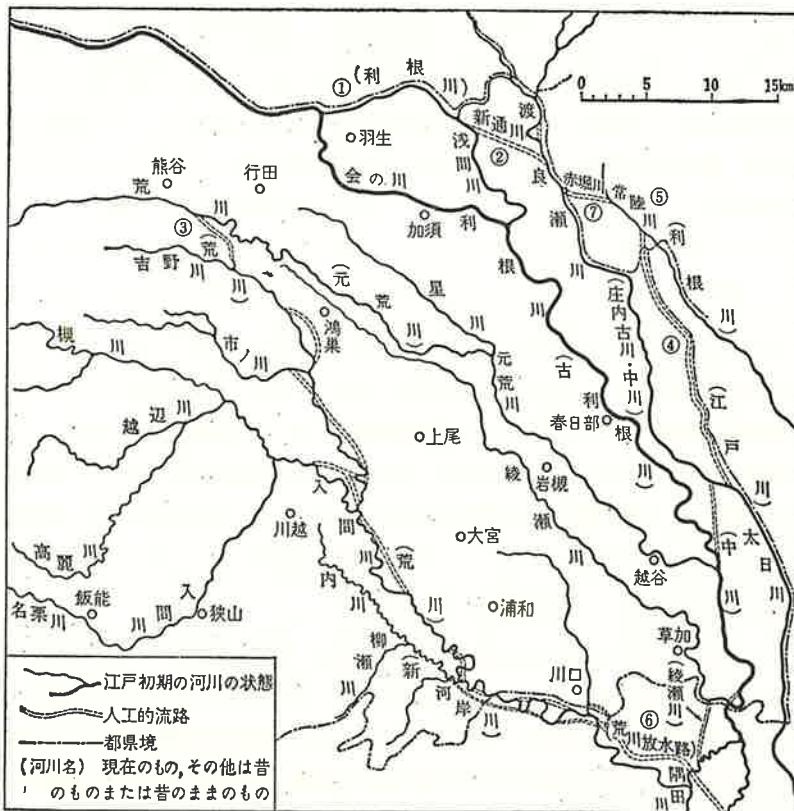
第2図 中世の江戸地図



(注)「千代田区史」による

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

第3図 利根川と荒川の流路の変遷



①文禄3年(1594)^{新川筋}忍城主松平薩摩守忠吉は、家老小笠原三郎左衛門吉次に命じて、当利根川の本流であった会の川筋を締めきり、堤を築いて分流の浅間川筋から古利根川へ流した。②元和7年(1621)関東郡代伊奈半十郎忠治は、新川通を開削して、利根川本流を渡良瀬川へ合流させた。しかし渡良瀬川に急に水量が増加するので、さらに赤堀川を開削して、利根・渡良瀬両河川の水の一部を、常陸川の筋へも流すようにした。③寛永6年(1629)伊奈半十郎忠治は、荒川の流れを熊谷市久下で締めきり、新しい荒川の河道を吉野川筋に開削して吉野川に合流させ、入間川に流した。久下から東の流れは元荒川となる。④寛永18年(1641)伊奈忠治は親戚にあたる葛飾郡莊内領代官小島庄左衛門正重とともに関宿から野田に至る水路の開削に着手し、10数年かかって完成した。これが江戸川である。これによって利根川と渡良瀬川とが合流して赤堀側を流れる水の一部が、東京湾の方にも流れることになる。⑤承応3年(1654)伊奈忠治の子、伊奈半左衛門忠克は赤堀川の幅を27間(49m)に深さを5間(9m)に掘りひろげ、鬼怒川との合流点まで浚渫してほぼ現在の利根川の流路のようにした。⑥大正12年(1923)荒川放水路が開削され、川口市以南の荒川は分流することになり、洪水の危険がなくなる。⑦大正15年(1926)権現堂川を締めきる。利根川と渡良瀬川の水は全部赤堀川を流れることになり、利根川の流路は現状のとおりとなる。

(注) 小野文雄『埼玉県の歴史』山川出版社

家康はなぜこのような未開の地に移封せざるをえなかつたのか。その経緯については、すべて秀吉の命令というほかない。徳川実紀によると、「秀吉曰く、この城（小田原城）落去せば、城中の家作とも、そのまま徳川殿に明け渡して進らせんに、殿はここに住せらるべきや、いかにと問わる。君（家康）の御答に、後日は知らず、さしあたりは、この城に住せんより外なしと宣う。秀吉聞かれ、それは甚だ宜しからず。この所は東國の咽喉にて枢要の地なれば、家臣の内、軍略に達せし者に守らせ、御身はこれより東の方江戸という所あり、地図もて検するに、いと形勝の地なり。その所を本城と定められんこそよけれ。やがて当地の事果てば、秀吉奥州まで征伐せんと思うなり。その折江戸の城に立ち寄り、かさねて議し申さんと云われき」¹⁵⁾また秀吉は「大久保七郎右衛門忠世を召して、汝は徳川家の股肱なれば、この城に箱根山を添えて、徳川殿よりたまわるべしといわれし。これぞ大久保が家にて、代々この城守る事の権輿なり。秀吉陽には当家のために重任を託ぶように見ゆれど、実は東西変あらん時の事を想い、何となく忠世に私恩を施されしものなり」¹⁶⁾と家康の家臣への人事にまで干渉してきている。

天正15年（1587年）秀吉は筑前、筑後、肥後、薩摩と遠征し、島津義久降伏で九州を制覇したあと、関東・奥羽に対して「惣無事令」を発している。「惣無事令」とは私戦停止命令で、秀吉の許可なくして他国を攻略することを禁じたものである。このときまでに秀吉は中国、四国、九州までもすべて支配下に置き、まだ服従しないのは関東の北条と奥州の伊達だけになっていた。徳川と北条、伊達は縁戚関係にあり、家康も惣無事令を守るよう両家に強硬に申し入れてきた。その結果、伊達政宗は上洛し、秀吉の許しを得たが、北条氏政は強硬な態度を崩さず、「名胡桃城」事件¹⁷⁾をきっかけに、小田原攻撃が決定された。小田原城はかつて上杉謙信、武田信玄が取り囲み、猛攻を加えた時にも耐えた難攻不落の名城ではあったが、秀吉によって海からの物資輸送が閉ざされ、

15)山本七平前掲書 P99~100

16)同上 P100

17)天正17年（1589）北条氏邦の家臣猪俣範直が突然真田昌幸の名胡桃城を奪った。秀吉はこれを私戦禁止令違反としてとらえ、北条征伐の口実とした。

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

海上閉鎖されたため陥落するまでに6ヶ月と持たなかった。北条征伐の先峰を命ぜられたのは家康で、この時の徳川軍の総数3万、秀吉の動員した総兵力は21万余であった。当時、家康がすでに大大名だったとはいえ、兵力動員数からみて秀吉と歴然とした力の差があったことは確かである。

いずれにしても家康は秀吉から江戸への移転を命ぜられたのであって、家康の新領国への移転は秀吉の命令でありやむをえないものであった。むしろ家康の情勢判断力、決断力、行動の迅速性が評価されるべきであろう。

もし秀吉の命令に従わなかつたならば、家康は後北条氏のように誅伐の対象になったと考えられる。

それでは秀吉は家康になぜ未開の土地江戸に国替を命じたのか、「徳川実紀」によると「秀吉今度北条を攻^{せめほろぼ}亡^しし、その所領ことごとく、君（家康）に進らせられしことは、快活大度の挙動に似たりといえども、その実は当家年頃の御徳に心腹せし、駿、遠、参、甲、信の5国を奪う詐謀なること疑いなし。そのゆえは、関東八州といえども、房州（安房）に里見（義康）、上野に佐野（富吉）、下野に宇都宮（国綱）、那須（資晴）、常陸に佐竹（義重）等あれば、八州のうち、御領となるはわずか4州なり」¹⁸⁾

また「かの駿、遠、参、甲、信の5カ国は、年頃人民心服せし御領なれば、これを秀吉の手に入れ、甲州はもっとも要地なれば、はじめに加藤遠江守光泰を置、後に浅野^{おき}彈正^{だんじょう}小弼^{しょうひつ}長政を置、東海道枢要の清須に（豊臣）秀次、吉田に池田（輝元）、浜松に堀尾（吉晴）、岡崎に田中（吉政）、掛川に山内（一豊）、駿府に中村（一氏）を置く。これらはみな秀吉腹心の者共を要地に据置きて、関八州の咽喉を押えて、少しも身を動かし、手を出さしめじと謀りしのみならず…」¹⁹⁾と。すなわち徳川実紀は秀吉が小田原征伐の恩賞として家康に後北条氏の領地・関八州を与えるといっているが、本音は家康をその本拠地東海5カ国から切り離し、そこに秀吉の腹心の部下を置き、さらに秀吉配下の諸大名が取り囲む関八州の地に家康を移転させ、「家康封じ込め」を図ったとしている。これは明らかに秀吉の策謀である。秀吉にしてみれば、北条征伐の次

18)同上 P103 () 内は伊奈が付け加えた。

19)同上 P105 () 内の名前は伊奈が付け加えた。

は豊臣政権下最大の大名徳川氏取潰しを目論み、その大義名分を考えていた可能性は充分にある。そのためには北条早雲から5代100年続いた後北条の領地を知行地として家康に与え、旧領地を取上げ、名実ともに家康を秀吉の一大名に格下げし、そこでの一揆の蜂起を期待したともいえる。領主の転封をきっかけに一揆が起ることはよくあることで、越中富山の城主佐々成政が九州の肥後に移封されたとき、土豪・国衆の反抗を受け、成政は秀吉からその責任を問われ、領地召し上げ、切腹させられている。これについて徳川実紀は次のように述べている。

「関東は年久しく北条に帰服せし地なれば、新たに主をかえば、必ず一揆蜂起すべし。土地不案内にて、一揆を征せんには、必ず敗るべきなり。その敗れに乗じて、はからいざあるべしとの秀吉が胸中、明らかに知るべきなり」²⁰⁾と。

事実、北条氏はその100年の治政下で善政を敷き、人民の信望を集め、「『乱破』を制度下し、これを民衆統治に活用したことは、当時、すでに知られていた。『乱破』は北条領内では警察官で、民の生命財産を保護して盜人を捕えて処刑するが、一方、北条領外に出れば、強盗に早変りする。簡単にいえば領内の治安維持と領外のゲリラを兼ねたような存在であった」。²¹⁾家康はそのような土地に移転させられたのである。家康の家臣のほとんどがこの転封に異議を唱えたのも無理はない、しかしこの移封について唯一賛成したのが伊奈忠次であった。家康も秀吉の腹の内を見抜き内々に忍者を入れ、関八州の情報を調べてはいるが、伊奈忠次もまた関八州に関する情報を収集し、開発計画および関八州への移転のメリットを家康に言上していたものと思われる。

家康は北条征伐に備え、年貢、軍役、陣夫の確保のため小田原攻撃の前年の天正17年（1589）、伊奈忠次を中心として領国5ヵ国の総検地を実施しているが、これら三、遠、駿、甲、信の5ヵ国はもともと中世、戦国以来、それぞれの慣習、家臣団の在地性や諸制度が異なり、この伝統的束縛のため統一的に支配を貫徹するのは困難であった。これに対し、関八州は北条早雲以来一元的に

20)同上 P104～105

21)同上 P105

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

支配されてきただけに、家康がめざす統一的支配体制を形成するのにむしろ好都合であった。家康はこのような関八州の経済的価値を見抜いていたように思われる。いずれにしても家康は秀吉から押しつけられた不利と思える関東への移封をむしろ有益なあるいは有利なものへと変えていったのである。

（2）代官頭伊奈忠次の登用と経済開発

家康は江戸城に入城すると、早速、榊原康政を総奉行とし、青山忠成、伊奈忠次、内藤清成を補佐役とし、家臣への知行割と江戸城下町の整備を行なった。当時、秀吉から与えられた新所領は伊豆・相模、上野、下野、上総、下総の7カ国、242万石余といわれていたが、このうち120万石が天領（蔵入地、直轄領）とされ、徳川の軍事的、財政的基盤となつた。その他は家臣団に知行として配分された。第1表は主だった家臣の知行高であり、1万石以上の所領を与えられた者は41名にものぼっている。また配置の基準は小知行の者は、江戸から一夜泊りの範囲内に置き、大知行の者はその外側に配置し、秀吉の家臣にも対峙させた臨戦的なものであったといわれている。また天領（直轄領）は農業生産性の高い江戸周辺に置かれた。伊奈忠次は足立郡小室・鴻巣（現在の伊奈町附近）に1万石または1万3,000石の所領を与えられている。

徳川氏の蔵入地（直轄領）は家臣に配分した残りの120万石と在京賄料として近江、伊勢、遠江、三河のうち10万石が秀吉から与えられていたので、合計で130万石であった。家康はこれら直轄領を代官によって支配させ、代官頭として、伊奈忠次、大久保長安、彦坂元正、長谷川長綱を任命している。

このうち伊奈忠次に関して『東照宮御実紀付録』に次のように記されている。

「江戸御居城ありて後、駿・遠・三・甲・信にて代官奉りし者どもはみな役免され、伊奈熊藏忠政（忠次）一人もて八州を保轄せしむとありしに、本多佐渡守正信申しけるは、是迄5箇国にても忠政一人に仰付けられんはいかが侍るべき、忠政何程才幹あり共いかで八州の繁務を一人して沙汰する事を得んや、といへども聞入れ給わず、忠政に誓詞せしめらる。其前文は正信かき候へと仰らる。正信硯引寄文段をいかにと伺へば、最初の一条に先関八州を己の物のごとく大切に致すべとなり、其次の文は、支配下々の者を使ふに依怙^{まよひ}仕^{えこつかまつ}るま

第1表 関東入国時の徳川家臣の知行高

家臣名	知行高	知行地	出身地	家臣名	知行高	知行地	出身地
井伊直政	12万石	上野・笑輪	遠江	松平(大給)近正	5千5百石	上野・三倉など	三河
本多忠勝	10	上総・大多喜	三河	酒井忠世	5	武藏・川越の内	三河
榎原康政	10	上野・館林	三河	松平(腰井)信一	5	下総・布川	三河
大久保忠世	4.5	相模・小田原	三河	石川家成	5	伊豆・梅綱	三河
鳥居元忠	4	下総・矢作	三河	阿部正勝	5	武藏・鳩谷	三河
平岩親吉	3.3	上野・鳳橋	三河	牧野康成	5	武藏・石部	三河
松平(依田)康貞	3	上野・藤岡	信濃	大久保忠佐	5	上総・茂原	三河
酒井家次	3	下総・臼井	三河	西尾吉次	5	上総・奈化川	尾張
松平(大須賀)忠政	3	上総・久留里	三河	高木清秀	5	相模の内海老名など	尾張
小笠原秀政	3	下総・古川	信濃	内藤正成	5	武藏・蒼間	三河
奥平信昌	2	上野・小幡	三河	山本頼重	5	下総・佐倉の内	甲斐
石川康通	2	上総・鳴門	三河	本多康俊	5	下総・佐倉の内・小森	三河
本多康重	2	上野・白井	三河	戸田一西	5	武藏・鰐井	三河
牧野康成	2	上野・大胡	三河	三宅貞	5	武藏・瓶尻	三河
菅沼定利	2	上野・吉井	三河	三宅正次	5	武藏・差扇	三河
松平(久松)康元	2	下総・関宿	尾張	永井直勝	5	相模・上総の内	三河
松平(松井)康重	2	武藏・寄西	三河	松平(形原)家信	5	上総・五井	三河
内藤長盛	2	上総・佐貫	三河	青山忠成	5(7力)	相模・座間	三河
高力清長	2	武藏・岩槻	三河	内藤清成	5	相模・当麻	三河
大久保忠隣	2	武藏・羽生	三河	戸田忠次	5	伊豆・下田	三河
岡部長盛	1.2	上総(下総山崎とも)	駿河	西郷家員	5	下総・生実	三河
諫訪頼水	1.2	武藏・奈良梨・蛭川	信濃	柴田康忠	5	武藏・羽生領菖蒲	三河
松平(清満)家忠	1	武藏・忍	三河	山口重成	5	上総の内	尾張
酒井重忠	1	武藏・川越	三河	成瀬正成	4	下総・栗原	三河
小笠原信之	1	武藏・本庄	信濃	酒井忠利	3	武藏・川越の内	三河
久野宗能	1(1.3)	下総の内	遠江	設楽貞光	3	武藏・礼羽	三河
松平(戸田)康長	1	武藏・東方	三河	本多重次	3	上総・古井戸	三河
松平(大給)家乗	1	上野・那波	三河	服部政秀	3(文禄1)	武藏・太田	尾張
保科正光	1	下総・多古	信濃	渡辺守綱	3	武藏の内	三河
松平(竹谷)家清	1	武藏・八幡山	三河	植村泰忠	3	上総・夷隈郡の内	三河
松平(桜井)家広	1	武藏・松山	三河	天野原景	3(5力)	下総・大須賀	三河
菅沼(土岐)定義	1	下総・相馬郡守谷	三河	稻垣長茂	3	上野・新川など	三河
松平(長沢)康忠	1	武藏・深谷	三河	松平(五井)伊昌	2	下総・飯沼	三河
本多正信	1	相模・甘繩	三河	坪内利定	2	上総・山口・武蔵・稻毛	尾張
三浦義次	1	下総・佐倉	遠江	高木正次	1	武藏の内	三河
木曾義利	1	下総・足戸	信濃	土井利勝	1(天正19)	武藏の内	三河
菅沼定盈	1	上野・阿保	三河	松平(久松)定勝	3	下総・小南	尾張
内藤信成	1	伊豆・韭山	三河	結城秀康	10万1千石	下総・結城	家康二男
北条氏勝	1	下総・岩富(岩田)	相模	<参考>			
伊奈忠次	1万石	武藏・小室・浦県	三河				

(注)前本増夫『江戸幕府と諸代藩』雄山閣

高い知行を与えられた武功派の井伊、本多、榎原等は新領国の防衛を担当し、本多正信、伊奈忠次など吏僚派を新しく登用し、直轄領を支配させた。知行高と権力を切り離した家康の政策であった。大久保忠隣はその例外であり、後に本多正信と対立することになる。第8表参照。

じとなり、正信、仰のまま書きつらね、扱第三条はと伺しに、もはやそれにてよしと仰せらる。」²²⁾

すなわち家康は関東入国を機に、これまでの東海5ヵ国に置いていた代官をすべてやめさせ、関八州を伊奈忠次一人に支配させるといつており、これに対して家康の側近中の側近である本多正信は反対したが、家康は聞き入れず、支配にあたっては、関八州を自分のものごとく大切にすること、支配下の者どもを使うときは、依怙ひいきはしないことを示し、忠次にこれを誓わせたという。その真偽のほどは確かめられないが、忠次の支配地は武蔵の国を中心に100万石に及んだといわれ、関東直轄地の統治は、伊奈忠次が中心になって進められたのは疑う余地がない。²³⁾伊奈忠次がいかに家康に信頼されていたかがわかる。

また忠次は秀吉ともいくどか会う機会に恵まれ、接点を持っていた。小田原征伐の途中、秀吉は三河の国吉田に到着した時、数日来の大風雨で富士川は危険な状況にあった。富士川に舟橋を架ける担当者であった忠次は風雨について進発しようとする秀吉に対し、河川の危険な状況を説明し、しばらく逗留することを進言した。これに対し秀吉は「およそ軍行前に川ありて雨にあふときは、すみやかに渡らざれば後からならず（増水し）渡りがたしといへり」といつて忠次を叱責した。忠次はこれに恐れず、「申されることはごもっともあるが、それは小軍の場合で、大軍の場合は危険である、今数万の軍勢が風雨について川を渡れば、必ず溺死者ができるであろう。もし10人の溺死者がでれば、100人の溺死と伝えられ、それだけ味方の戦力が失われる。今武蔵を攻略するのになぜそのように急ぐ必要があるのか。数日の遅延で勝負が決するというわけではない。しばらく当地に逗留して士卒の疲れを休めるのが得策である」と進言している²⁴⁾。「太閤その言の理ある事を感じ、我ひさしく三遠に名士多しとしく、今忠次に於てこれを見ると。」²⁵⁾といって忠次を激賞したという。

22)本間清利『関東郡代』(伊奈氏の系譜) P24、埼玉新聞社。『落穂集』にも同じ記述あり。

23)本間清利 前掲書 P24

24)同上 P17、および寛政重修諸家譜

25)同上 //

また家康が忠次を代官頭として抜擢したエピソードとして、次のようなものがある。関東移封に際し、秀吉は家康に小田原にある米10万石を与えた。これは家康が甲、信、駿、遠、三から米を持出すのを防ぐための措置であったが、家康はこの計量を忠次に命じ、秀吉とともに関東に出発した。しばらくして忠次は家康に追いつき終りましたと報告した。家康は驚いてどうしてそんなに早く計量できたのかと問うと、忠次は10万石は自分が立会って封印してきた。倉ごと点検し、穀ごとに商量しても、多日を要するだけで秀吉に不足を請求できるわけではなく、意味がない。概算をつかんで封印すれば十分であるといったという。家康は忠次の才能を認め賞したという。

IV 伊奈忠次の系譜と三河一向一揆

(1) 三河の国と伊奈氏の系譜

寛政重修諸家譜によると、伊奈氏のルーツは「清和源氏義家流にして戸賀崎三郎義宗が五代右馬頭義重が男を右衛門尉氏元といふ。これより荒川を称す。氏元より7代四郎易氏、常徳院義尚（足利9代将軍）より信濃国伊那郡（諸書伊那郡に作る）をたまはりて住す。易氏二男あり。長男太郎市易次は伊奈郡熊蔵の城に住し、二男二助易正は保科の里に住して保科と称す。易次死するにのぞみ男金太郎易次なお幼かりしかば、叔父易正これに代て熊蔵の城に住し、15才に至らばこれを復すべしと約す。しかるに其期に及ぶと雖も猶かへさざるにより、彼地を去て三河国に漂泊し、曾て伊奈郡熊蔵に住せしをもて伊奈熊蔵と称す。これ忠基が父なりといふ。」と書かれている。

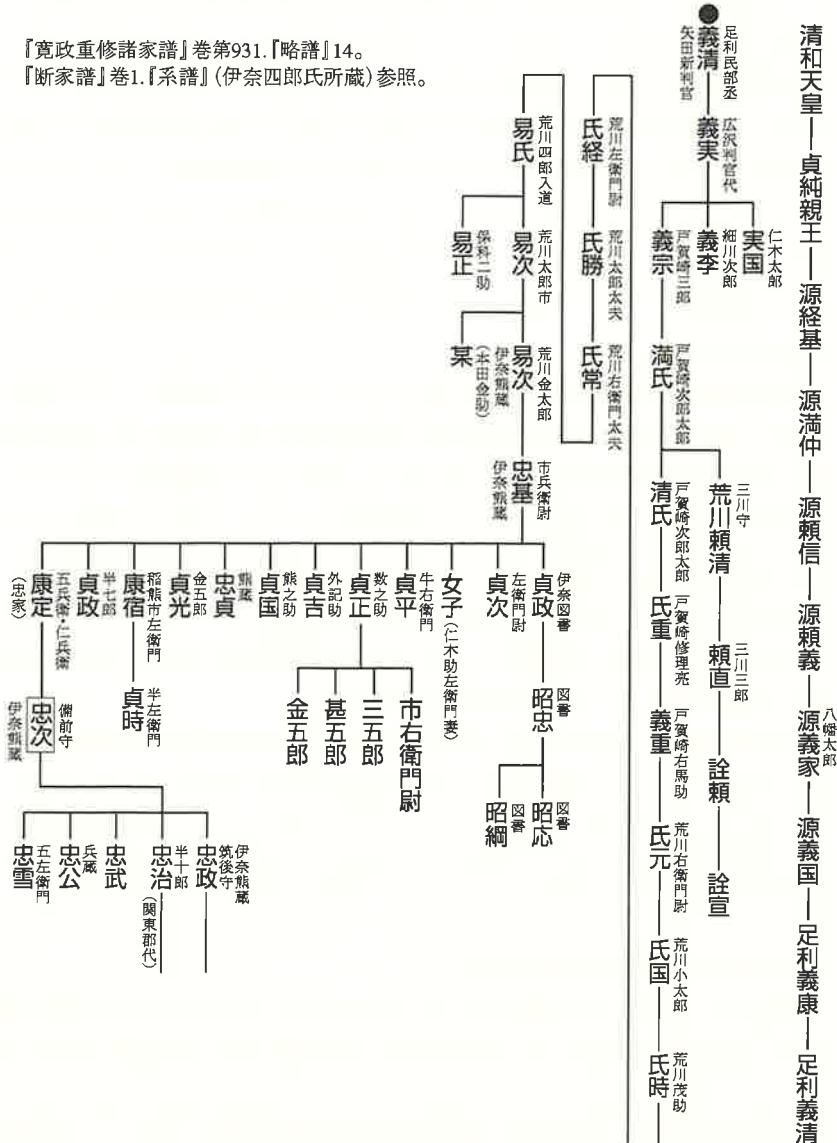
これによると伊奈はもともと戸賀崎、荒川といったが、荒川易氏の時、室町幕府將軍義尚（1473—1489年在位）から伊那郡を賜り、熊蔵城に住んでいた。しかしお家騒動の結果、荒川金太郎易次は明応2年（1493）²⁶⁾熊蔵を離れ、三河の国に漂泊したとある。ここで問題は、①伊那郡熊蔵とはどこか、②將軍義尚の在位期間から考えて、荒川が熊蔵に住んだのは20年足らずであるというこ

²⁶⁾年代については伊奈四郎氏所蔵の系譜による。

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

第2表 伊奈氏家譜(藤原氏支流)

『寛政重修諸家譜』卷第931.「略譜」14。
『断家譜』卷1.「系譜」(伊奈四郎氏所蔵)参照。



(注)村上直「関東郡代成立の歴史的前段」—伊奈備前守忠次を中心に—

昭和43年『研究紀要』徳川林政史研究所

足利義清以前の系譜および荒川氏傍系については吉川弘文館発行『国民大系』による。

と、③漂泊という言葉が意味するように何の関係もない三河に来たのか、ということである。

西尾市史によると、三河は承久の乱(1221)²⁷⁾後、京都の六波羅探題の統轄下に入り、守護に足利義氏が任命されている。すなわち三河は鎌倉時代から守護職を兼ねていた足利氏の支配地で、西三河各地に一族を配置し、足利一族は独立してそれぞれ細川、仁木、吉良、一色、荒川を名乗った。足利一族である戸賀崎、荒川氏も約150年間ほど小領主または国人として住み着いていたようである。第4図のように、戸賀崎、荒川、^{おじま}小島の地名はそれぞれ隣接しており、これを証明している。

また戸賀崎詮頼は太平記にも出てきており、応仁の乱(1467)から戦国にかけて、荒川氏は足利將軍の命を受け、各地を転戦したと思われる。伊那郡熊蔵に行ったのも、戦乱の伊那郡を守るために、熊倉城に陣を敷いたのであろう。その間、荒川氏は不在城主として三河を離れてはいるが、そこでは荒川氏の分族が多数住み着き、土豪化していたと思われる。伊奈易次はお家騒動の結果、各地を漂泊したが、結果的には荒川一族が住んでいた先祖の土地に帰ってきたと解釈できる。伊奈氏の系譜も、これら西三河矢作川流域に蟠踞した在地土豪層のなかに出自をもつことが明らかである。²⁸⁾

また將軍義尚より賜ったとされる伊奈郡能蔵は荒川氏が在住した期間が20年足らずなので確たるものはないが、恐らく第5図にある熊倉に在った山城で、知行地として伊奈郡の一部をもらっていたものと思われる。熊倉の所在地名が「高家字熊倉」となっており、足利一族の所領地と解釈できないだろうか。

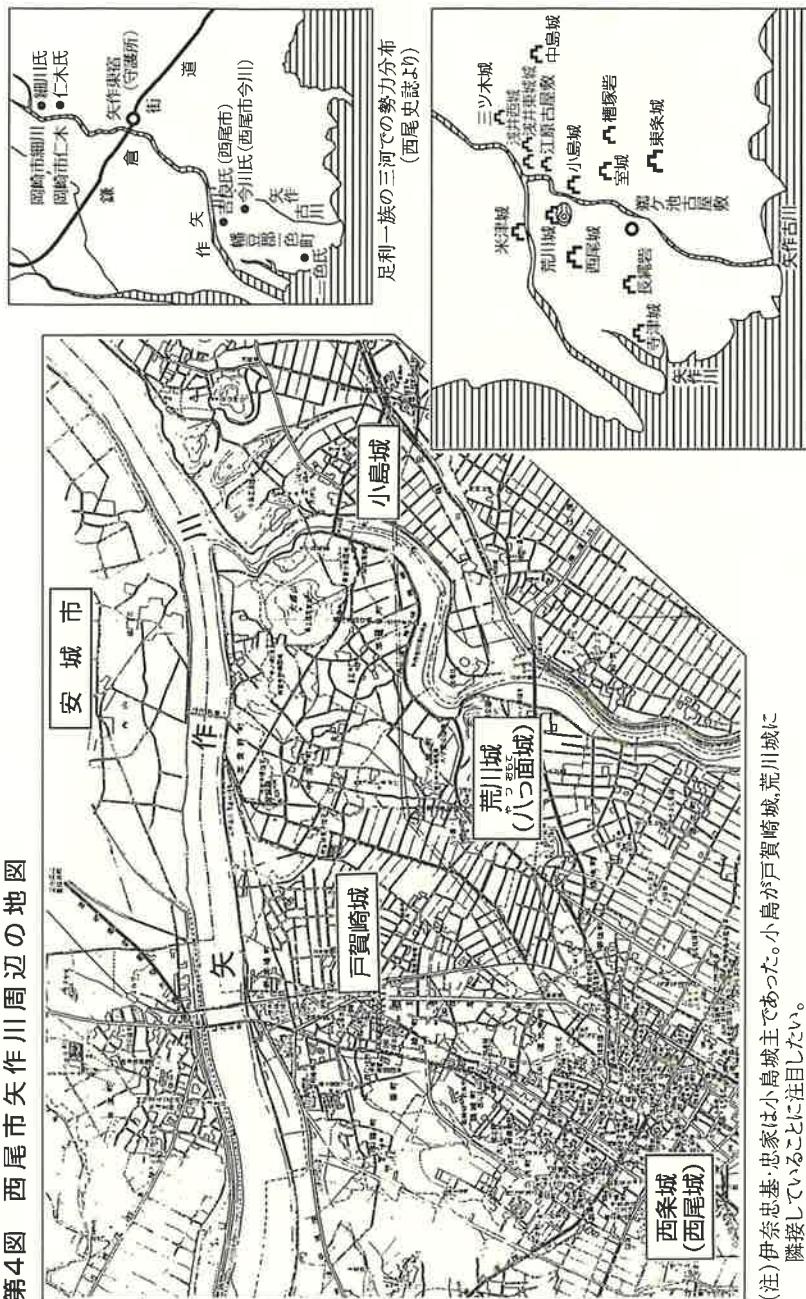
(2) 三河一向一揆と伊奈氏の去就

永禄6年(1563)三河の国に起った一向一揆のきっかけについては諸説があるが、原因は在地小領主と有力寺院が持つ「不入権」という既得権(年貢・諸

27)承久3年(1221)後鳥羽上皇が鎌倉幕府の討滅を図って敗れ、かえって公家勢力の衰微、武家勢力の強盛を招いた戦乱(岩波広辞苑による)

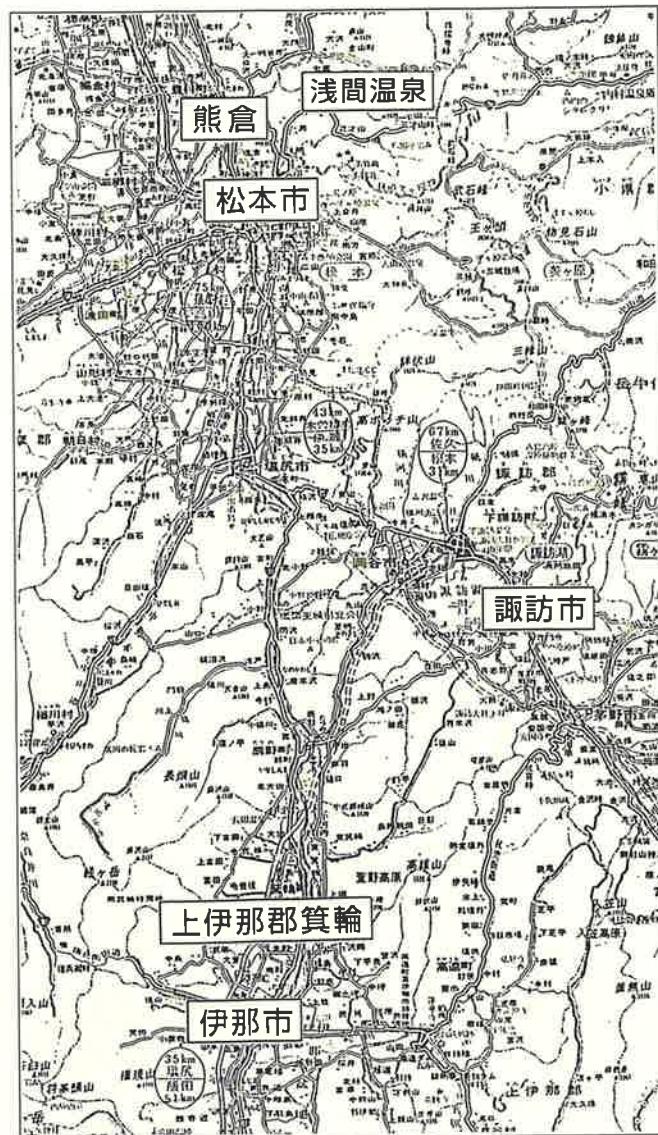
28)村上直「関東郡代成立の歴史的前提」P175 昭和42年『研究紀要』徳川林政史研究所

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立



第4図 西尾市矢作川周辺の地図

第5図 熊藏城(熊倉城)の所在地



(注)松本市北方の山岳地帯には、当時山城が多数あったとされている。地理学では、倉には地滑りの可能性がある場所という意味があるという。伊奈氏はかつて熊藏城を守っていたので忘れないように代々伊奈熊藏を名乗った。熊藏城の所在地は現在の熊倉と思われる。

役の課税免除、軍事警察権)に対して、家康が領地支配の一元化、増大する軍事費調達の強化のために寺院や在地領主に圧力をかけたからだといわれている。

永禄3年(1560)桶狭間の戦によって、今川の人質から解放された家康は、今川勢が三河から後退した後を受けて三河統一に乗り出したが、これに敵対する形で起ったのが三河一向一揆である。当時三河の本願寺教団は、多くの門徒武士、門徒農民に支えられた宗教王国で、有力寺院の寺内では市が立ち、商売が盛んに行なわれていたといわれている。本証寺、上宮寺などの矢作川流域の有力寺院は、家康の父広忠から「不入権」を与えられて以来、莫大な富の蓄積と民衆に対する権力を持っていたようだ。東三河に勢力を拡大し、軍事費が増大する家康にとってみれば、課税の強化、既得権の剥奪は緊急の課題であり、一揆は織田信長と組んだ家康側の誘発によるものであったといわれている。²⁹⁾

しかしこの宗教、民衆の信仰心から起った一向一揆にうまく便乗して、今川勢力と組み自己の勢力を拡大しようとした荒川城主荒川義広の動きもあったことは確かである。荒川義広は第3表のように吉良一族ではあるが、当時荒川一族の支持を得て荒川姓を名乗っていた。この吉良傍系の義広は家康と組み、吉良の宗家東条城主吉良義昭を降伏させ、家康の異母妹市場殿と結婚、当時は吉良一族のリーダーとして活躍していた。

伊奈忠基が1561年小島城主になれたのも、恐らく義広の推挙があったからであろう。忠基はこのときすでに一向一揆が起ると予測し、小島城主になった翌年、城主の地位を11男忠家に譲っている。当時の情勢から判断し、徳川家康側には長男貞政の系統〔貞政—昭忠—昭応—昭綱(昭忠の長男)〕を配し、吉良義広側には小島城主忠家をつけ、荒川義広および荒川一族の恩義に報いようとしたと考えられる。民衆の信仰心の高揚や当時の社会情勢からみて、家康側が勝つか負けるかは微妙なところで、忠基は長男系統以外は子供たちそれぞれの自由行動に任せたと考えられる。

吉良氏といえば忠臣蔵で有名で、悪の標本のように世間に受けとられているが、足利一族のなかでも名門中の名門で、駿河の守護職今川氏は吉良氏から派生した家柄である。それだけに家康としても吉良氏との結びつきを強めようと

29)村上直 前掲論文 P173

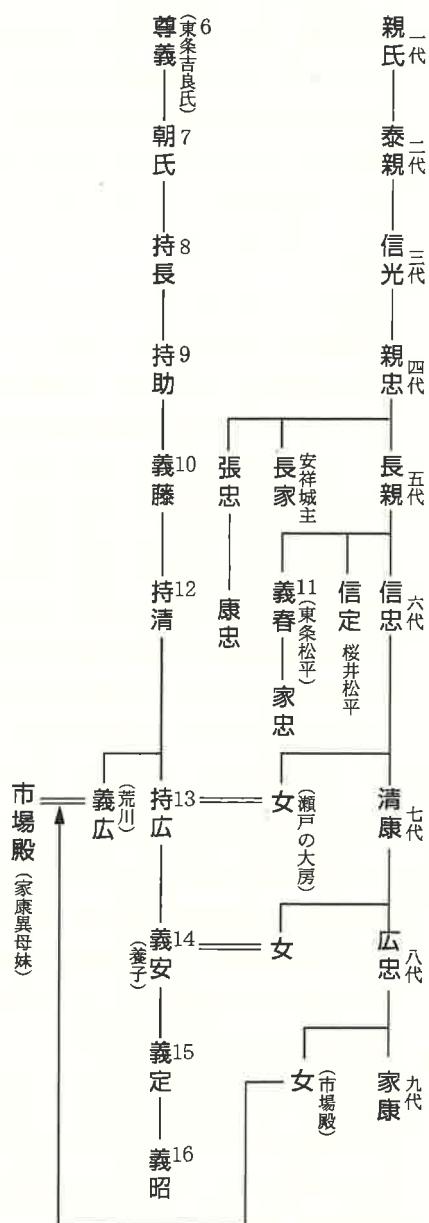
第3表のように姻戚関係まで結んでいるが、荒川義広は松平郷から西三河に進出し、次第に勢力を伸ばしつつある徳川氏に対して今川の協力を得ながら自己の権力を確立する最後のチャンスとみて一揆側に加担したと思われる。今川をも含めいま一度足利一族の三河支配を考えていたのかも知れない。

第4表は伊奈忠基一族12人の動静を示したものである。

これによると、長男貞政、次男貞次、6男貞国、7男忠貞、8男貞光、9男康宿^{やすしゅく}、10男貞政と長女は家康側に、3男貞平、4男貞正、5男貞吉、11男忠家は一向一揆側に加わっているが、4男、5男、11男は天正2年(1574)に起った一向一揆にも加担し、4男、5男は摂津国木津で討死、11男忠家は三河より逐放されている。またこの表には載せてないが、忠基の長男貞政の子昭忠も永禄10年(1567)美濃の国加流の城攻で戦死しているし、その息子の昭応^{あきまさ}も天正12年(1584)蟹江の城攻の時戦死、その弟で養子の昭綱も福島正則事件の責任をとつて切腹している。

ここでは伊奈忠基一家を例にとり、その帰趨をみてきたが、忠基の子供

第3表 松平氏と吉良氏との関係



(注)西尾市史

第4表 伊奈忠基一族の動静

父 忠基	元亀1年(1570)姉川合戦の時脇腹に鎗創を受け死す。
長男 貞政	永禄4年(1561)幡豆郡東条城主 吉良義昭との合戦で討死。
次男 貞次	永禄6年(1563)三河の合戦(柴山)で討死。
長女 某	仁木助左衛門の妻。天正7年(1579)家康率築山殿御生害のときこれに殉じたてまつるとして入水して死す。築山殿は家康長男信康の母。信康は武田氏に内通しているとして織田信長から切腹を命じられた。
三男 ^{さだ ひら} 貞平	永禄6年(1563)三河一向一揆に加わり、処士(浪人)となり、後、伊勢の国にいたり蒲生氏郷の家臣となる。
四男 貞正	天正6年(1576)一向門徒の一揆に加わり、根津国木津城で討死。
五男 ^{さだ よし} 貞吉	兄と共に木津城に籠り、落城の後、和泉国堺に住し、そのうち三河国に閑居す。
六男 貞国	永禄3年(1560)吉良義昭との合戦に参加後、東三河を流浪し、山中に住す。
七男 忠貞	永禄10年(1567)合戦および元亀1年(1570)姉川合戦に加わる。
八男 貞光	元亀1年(1570)懸川城攻のとき討死。
九男 ^{かずしやく} 康宿	永禄12年(1569)家康の命により石川家成の同心となる。慶長5年(1600)の関原の役に軍功あったが討死。
十男 貞政	東三河の合戦で大久保七郎右衛門に討捕らる。
十一男 忠家 (忠次の父)	永禄6年(1563)三河一向一揆に加わる。天正3年(1575)長篠の合戦の時、信康の陣に加わり、軍功を立てた。信康切腹の後、堺在住の兄貞吉の許に出奔。長久手合戦のときは井伊直政の下で首級を得る。その後織田信雄に仕え、信雄配流の後は忠次の許に在り、慶長12年(1607)死す。

(注) 村上直「関東郡代成立の歴史的前提」P179『研究紀要』徳川林政史研究所および、寛政重修諸家譜卷第931より作成。

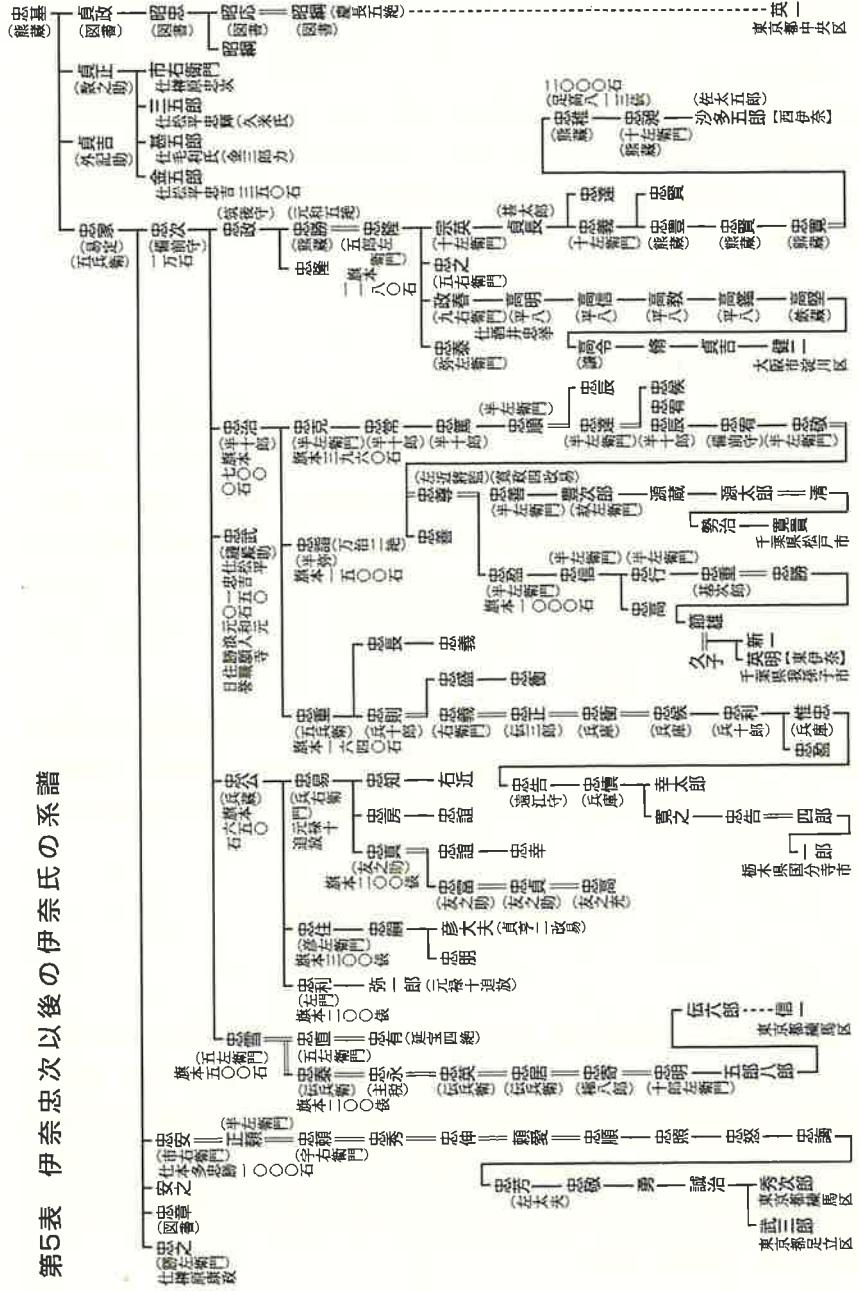
・孫をも含めて14人もいながら、それぞれ生き様を求めて行動せざるをえなかつたし、ほとんどが戦死している。生き残り成功したのが11男忠家の息子忠次だけだと思うと、戦国時代、武士がいかに厳しい生存競争にさらされていたかがわかる。いま戦国時代の戦争の苛酷さを考えると、生存競争の難かしさと平和な時代の有難さをつくづく考えさせられる。

また参考までに伊奈忠次以降、現代までの伊奈氏の系譜を添付しておく。忠次の長男忠政は慶長16年（1614）の大阪冬の陣で淀川を堰止め、淀川の流れを長柄川北に変化させ、大阪城下を陸続きとし、冬の陣の戦勝の糸口を作る。またつぎに元和元年（1615）夏の陣では、平野表にて残党を追討し、首30級をあげ、軍功を立て、忠次の死後武官として錄高1万石を引継いでいる。正室は徳川の家老酒井重忠の娘（酒井雅樂頭忠世の妹）であるが、元和4年（1618）満33才で若死している。またその子忠勝は徳川家光に近侍し、家光の相手役として養育されるが、翌年の元和5年（1619）8才で病死する。このため伊奈の宗家は一旦断絶するが、幕府は名門伊奈家の断絶を惜み、忠勝の弟、当時數え2才の忠隆に1,186石余の小室の土地を与え名跡を継がしている。忠政の死後、忠次の代官としての役職は忠政の弟半十郎忠治系統に受け継がれ、関東郡代として、200年もの間、関八州の治水、治安、新田開発に当たることになる。

（3）家康の伊賀越えと伊奈忠次

家康の長男信康が天正4年（1576）織田信長によって切腹させられ、衝撃を受けた伊奈忠次は父忠家に従って、堺に住む伯父貞吉のもとに身を寄せていた。安土城の信長に挨拶に出向いた家康は信長の好意でたまたま堺見物に来ていた。伊奈忠次はこの機会をとらえ、家康の近習小栗吉忠に取り入り、配下に加わった。そのとき明智光秀の謀反による本能寺の変（天正10年、1582）が起こり、家康は服部半蔵の進言を入れ、突如、伊賀越え經由で三河へ帰国することになった。すでに幾内の道は光秀の手の者によって塞がれており、徳川実紀によると「御生涯第一の御難難」と書かれているように決死の脱出行であった。途中各地の土豪、野盗が賞金目当てにいつ襲ってくるかも知れない中、服部半蔵率いる伊賀衆200名、甲賀衆100名の道案内で、堺→飯盛→草内→宇治田原→丸

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立



第5表 伊奈忠次以後の伊奈氏の系譜

柱一柘植一加太一亀山一伊勢白子へと至り、そこから海上で三河まで無事たどり着いたという。『家忠日記』³⁰⁾によると、この伊賀越えで途中合流した兵200名ほどを失ったというから大変な脱出行であったらしい。この供の中に伊奈忠次も参加していたことはいうまでもない。この時伊奈忠次の歳は33才であったという。この伊賀越えが成功したのは、家康が日頃から伊賀、甲賀の忍者を手厚く保護してきたこと、堺の豪商茶屋四郎次郎が逃避行の途中で農民等に金をばらまいたこと、幅広い情報網を持っていたことにあるという。

この伊賀越え以降、伊奈忠次は小栗吉忠の同心41名の中に加えられ、再び徳川家に仕えることになる。

村上直教授はこれについて次のように書かれている。「忠次は天正10年6月以降において、小栗氏の同心41名のなかに加えられたものと思われる。徳川氏は天正10年（1582）の段階において武田旧臣の服属にともない、譜代衆・新衆衆に新らたに与力・同心を付属させ、領国支配下における家臣団の再編成を実施している。とくにこの時期には、小栗吉忠は浅井六之進道忠と共に三遠奉行の職にあったといわれるから、忠次の与力・同心への組入れは、新段階に即応し、実現されたものである。」³⁰⁾

これによって忠次はしばしば土木・建築の工事ならびに検地に参加する機会があり、天正14年（1586）、土地・財政に関する才能を高く評価され、家康近習の地方功者（テクノクラート）として取立てられ、活躍することになる。

V 伊奈忠次の役割と功績

関東に入国した家康は早速、伊奈忠次、大久保長安、彦坂元正、長谷川長綱4名の代官頭を任命し、検地および家臣の知行宛行を実施している。このうち伊奈は三河譜代、大久保は大蔵流能楽師の出で、武田信玄に認められた武田氏の代官、彦坂と長谷川は駿河今川の家臣といわれている。いずれにしても4人の代官頭は天正17年（1589）に実施された東海5ヶ国（三・駿・遠・甲・信）

30)村上直 前掲論文 P183

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

総検地を経て代官として台頭し、関東入国を契機に代官頭に指名されている。そして伊奈は武藏小室陣屋、大久保は多摩八王子陣屋、彦坂は鎌倉岡津陣屋、長谷川は三浦郡西浦賀陣屋を中心に天領支配に当っているが、徳川直轄領120万石のうち大久保長安の八王寺から入間・比企両郡を除く関東100万石余は伊奈忠次の支配地であったといわれている。これは関東の河川の整備と経済開発は、東海5ヶ国の統治とは違い、総合的一元化しなければ達成されないという家康の意向に従うものであり、家康が忠次の能力を高く評価し、広大な地域統治の全権を忠次に与えたものと思われる。

つぎに慶長5年（1600）関ヶ原の合戦では小荷田奉行を勤め、兵糧の調達、輸送を担当している。しかし長谷川は同年代官頭の地位をはずされ、翌年彦坂も鶴岡八幡宮造営不正のかどで失脚している。その時点で代官頭は伊奈忠次、大久保長安の二人になり、全国の直轄領のうち関東および東海は伊奈が、その他の地域は大久保が統括支配するようになった³¹⁾。伊奈忠次の活躍を時系列でみると、忠次は天正17年（1589）の三・駿・遠・甲・信5カ国総検地から本格的に手腕を發揮し、武田滅亡後、甲斐でも検地を実施し、検地に基づいて寺社領証文、郷中定書、知行書立を行なっている。この時武田の遺臣に対し採用、知行宛行などの面倒をみており、彼らの大半が後に八王寺千人同心やその同心頭になっている。

ここで寺社領証文とは寺社に対し、寺社領を与えること、郷中定書は村々に幕府支配の方針を打出すこと、知行書立とは帰属武士に対して給与を決定し、与えることで、これら知行宛行は中世からの慣習であった貫高制（金銭での表示）を石高制、俵高制に改めたところに特色があった。

第6表は代官頭等が発給した文書の分類表である。この表によると、現在残っている単独発給文書は、伊奈が722点、大久保499点、彦坂115点、長谷川12点の計1,348点で、連署文書407点を合せると合計1755点である。これらの文書は知行書立や寺社領書立、郷中定書などが中心であるが、大久保の場合、その担当から石見銀山や佐渡金山など鉱山支配に関するものが比較的多い。また伊奈、大久保、彦坂の3人連署は、東海道各宿への伝馬定書や寺社領関係のもの、

31) 村上直 前掲論文 P185

第6表 代官頭發給文書の分類一覧

No.	類	範	人	年															計		
				15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
1	大久保義安(御内使頭)			1	95	33	2	8	13	2	3	4	1	2	3	4	1~8	9~12	6	7	8
2	伊藤忠次(御内使頭)			1	13	5	5	1	15	12	4	15	3	2	5	1	1	1	1	1	1
3	藤谷元正(御内使頭)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	大・大野・石原			1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	大・大野・石原			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	伊藤忠次(御内使)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	天白・大野・石原(吉)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	伊本多(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	伊本多(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	伊本多(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	伊本多(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	伊本多(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	大・加藤			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	大・加藤			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	伊長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	伊長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	伊天・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	伊方(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	伊方(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	伊方(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	伊方(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	伊方(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	伊方(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	伊方(佐)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
41	大・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	大・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	大・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	大・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
45	大・後			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
47	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
48	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
49	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
50	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
51	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
52	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
54	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
56	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
57	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
58	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
59	伊田切			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

小出文庫
原田佐左衛門達雄著「江戸書簡代寫明文書叢書」(先注)和暴論可憐

その他の連署は伝馬、宿場町、裁判に関するものである。

ここで少し変った例として、大和国（奈良県）の庄屋からの訴状をとり上げてみると、

「幾坂の池水の儀、三味田村は前々より用水として取り来り候、然る処丑年（慶長6年）は雨降り続きの水災に付、この年は、池水とり申さず候、去年は日照り続きに御座候間、前々のごとく彼の池水取り申すべき所、有楽様（織田長益）御知行所山口村（天理市）より、彼の池水とらせ申し間敷きと堅く申す事に候、ついては十兵衛殿（大久保長安）へ申し上げ候えば、前々のごとく分水するよう仰せ下されるべくとの儀に候えども、十兵衛様石見に御下りに付、只今迄相済み申さず候、当年も水取りに参り候えば、水をくれ申さず候、去年も干損にて田は荒れ申し候處に、当年もまた日損にて田は荒れ申し候、左様に御座候えば、三味田村は飢申し候間、此度從来通り分水するよう仰せ付けられ下さるべく候、

御奉行所様

慶長8年7月22日 三味田庄村屋」³²⁾

これに対し、忠次は京都町奉行板倉勝重や大久保長安連署で山口庄村屋に召換状を発し、この訴えを解決している。

また宿場取立てに関するものとしては、東海道中伝馬宿に認定されていた保土ヶ谷と藤沢の間に戸塚が新たに伝馬宿と決定されたとき、藤沢宿が駄賃荷の収入減少を理由に反対した。これに対し、忠次は江戸町奉行内藤清成、青山忠成の連署で

「急度申し越し候、伝馬継場の儀につき、矢部（定清）の申し分これある由に候間、早々御越し申されるべく候、

5月13日 伊奈備前（外2名）」³³⁾として

江戸町奉行内藤清成と青山忠成の連署で矢部定清の出頭を申し渡している。その結果反対はしりぞけられている。

また通貨に関するものとしては、次のような獅噛銭通用許可の触書を出している。

32)本間清利『家康政権と伊奈忠次』P160 叢文社

33)本間清利 前掲書 P161~162

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

定

下総国佐倉より東において、しがみ銭やりとり仕るべし、但しわれ銭、かけ銭、新銭えらび申すべき事。

右よって之を相望むにより、先規の如く申し付け畢おわんぬ、若此旨相背く輩においては、厳科に処すべきものなり。

慶長11年7月23日 対馬守（安藤重信）印

大炊介（土井利勝）印

備前守（伊奈忠次）印」³⁴⁾

ここで獅噸銭とは小型の金属に獅子の顔面を彫刻化した金具の飾り物で、当時商品流通が盛んになり、商人が農村に持込んだ「しかみ銭」を下総から上総にかけて銭として通用させていた。

また当時通用が禁止されていた永楽銭の流通が止らなかったので、永楽銭禁止触書として次のようなものを出している。

1. 永楽銭 1貫文は鑄銭 4貫文の積り、但し今後永楽銭は一切取り扱うべからず、金銀鑄銭をもって取り引きすべき事。

1. 金子一両に付、鑄銭 4貫文にて取り引きすべき事。

1. 鑄銭を猥りに選ぶべからず、但し鉛銭、大われ銭、欠銭、新銭、形なし銭の通用は禁止、この五銭以外は異儀なく取り引きすべき事。

右の条々若相背しに於ては、曲事となすべき者なり、仍て件よつの如し。

慶長13年12月8日

備前（伊奈忠次）

対馬（安藤重信）

大炊（土井利勝）³⁵⁾

いずれにしても代官頭の仕事は多岐にわたっているが、伊奈忠次が最も力を入れたのは河川の整備と付替え、新田開発による農業生産高の向上であった。そのため各地で検地および用水路の整備を行い、現在でも「備前あるいは伊奈検地」、「備前堀」として知られている。

34)同上 P163～164

35)同上 P164～165

また伊奈忠次の産業育成の話として次のようなものがある。

「慶長6年（1601）結城宰相秀康（家康の2男）は結城城主より越前の福井城に移封された。…多年城下町としてその繁栄を誇った結城町は、殿様とその家臣や職人、商人等ほとんど集団移転してしまい、町は崩壊寸前の有様であった。幕府の代官として赴任してきた忠次は住民があまりにも気力がないのに驚き、結城町の繁栄の手段として特産紬の振興を思い立った。早速幕府に稟請し、古来から信州伊奈に伝わる柳条紬の織法を取り入れ、代官所のそばに織工場染色工場を新築し、自ら指揮監督に当った。忠次は在住10年にして結城地方繁栄の基礎を作ったという。」³⁶⁾

（明治35年坂本大次郎著『結城織物史』）

VI おわりに

テレビの時代劇をみていると、たいていの場合、代官は悪役の代名詞のように描かれている。しかし実際の歴史をみてみると、善政を敷いた代官は数多く、なかには農民によって神として祭られ、神社あるいは頌徳碑が建てられる例も少なくない。伊奈の例をとってみても、忠次の二男忠治は新田開発を積極的に行ない土地を農民に与えたので、茨城県伊奈町で伊奈神社が建てられ、神として祀られているし、関東郡代伊奈忠順は宝永4年（1707）の富士の大噴火の時幕府の米蔵を開き、被災地農民を救済し、農村の復旧に尽力したことで、富士の裾野に農民によって伊奈神社が建てられている。

このように神として祀られた代官は、全国で30名以上はいるのではないかと思われるが、郡代や代官が、①灌漑事業で新田を開発し、土地を農民に分け与えたとか、②飢饉、火山の爆発、地震、洪水などで農村が被害にあい、積極的に農民を救済したときなど、農民が感謝して頌徳碑を建てたり、あるいは神として祀るのである。

しかし郡代・代官は幕府勘定奉行の支配下にあり、「仁政」を行うにしても、

36)埼玉伊奈町教育委員会『伊奈公と伊奈町』P19 アサヒ印刷（株）

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

法令や幕府の方針に違反することが多く、通常は限られた範囲でしか行動しえなかつたようである。神として祀られた代官はこの代官の権限範囲を越え責任を負わされた人が多いといわれている。また幕府勘定奉行は幕府財政を担当するのであるから、増大する幕府費用捻出のため常に増税を要求してくるが、代官は農政を担当しており、いつも農民側の立場に立って農政を行なわないと農村が荒廃したり、百姓一揆や直訴が起ることにでもなれば代官の責任になり、切腹あるいは改易処分になりかねないので代官の職も大変だったらしい。

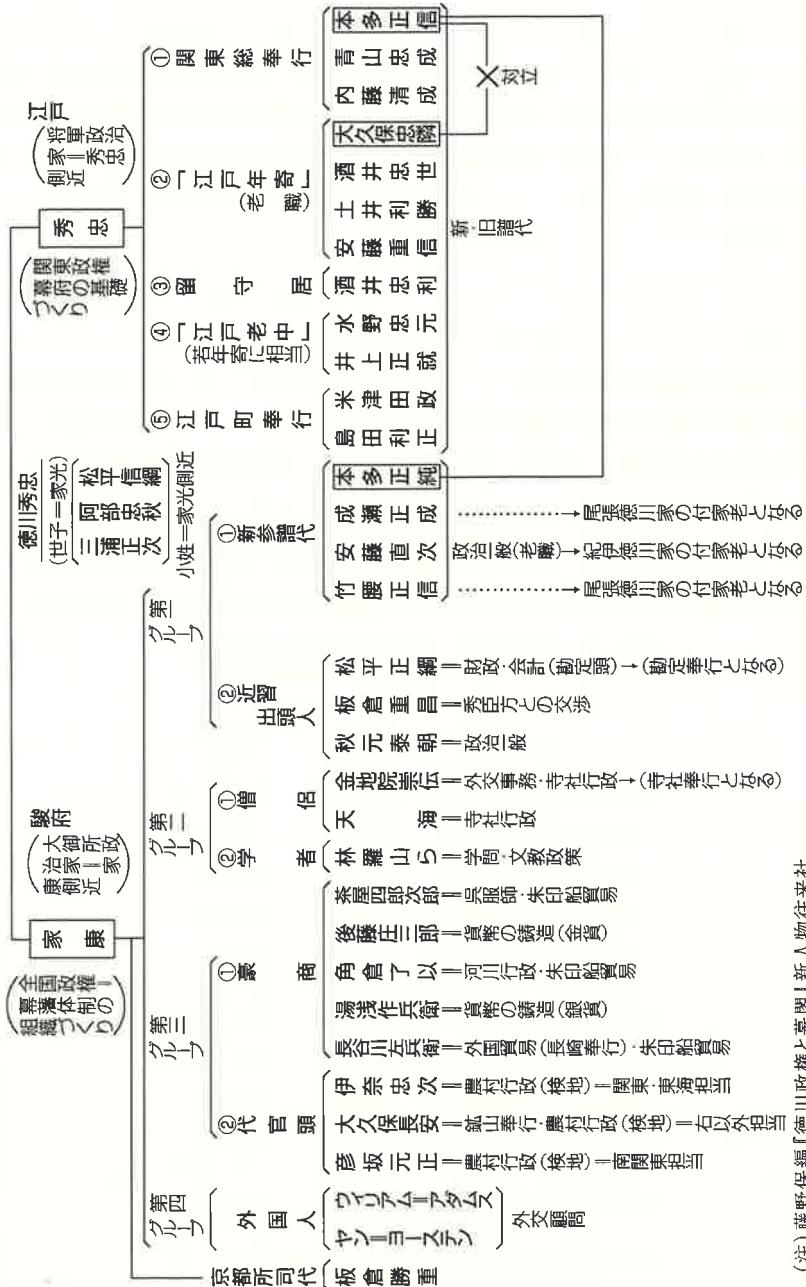
家康や本多正信が「百姓は殺さぬように、生かさぬように」といったとかで、徳川幕府が可酷な農村政策をとったとよくいわれるが、少なくとも幕府初期の農村政策は灌漑や治水を積極的に行ない、また検地によって中世から続いてきた有力寺院や^{しょうえん}荘園、その他大地主に従属していた隸属農民を開放し、自作農民の育成に努力している。これは隸属農民より自作農民の方が農業生産性が向上するためで、天領だけではなく各藩とも農業生産力増強に力を入れてきた。そのため第7表のように人口、耕地、実収石高も1600年の関ヶ原の役以降、飢

第7表 江戸期の人口と耕地面積の増加

	人口 (万人)	耕地 (千町)	実収石高 (千石)
1600年	1,200	2,065	19,731
1650年	1,718	2,354	23,133
1700年	2,769	2,841	30,630
1720年	3,128	2,927	32,034
1730年	3,208	2,971	32,736
1750年	3,110	2,991	34,140
1800年	3,065	3,032	37,650
1850年	3,228	3,170	41,160
1872年	3,311	3,234	46,812

(注)岡崎哲二『江戸の市場経済』講談社
(速水融・宮本又郎「概説17—18世紀」、44頁)

第8表 慶長政治における幕閣構成図(慶長10年代)



(注) 藤野保編「徳川政権と幕閣」新人物往来社

徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立

饉の時を除いて江戸期を通して増え続けている。自作農民が小作人に転落するのは、むしろ明治維新以降のことで、平和な時代が続いた江戸期では、農民は小銭を貯め、伊勢、金毘羅、長野の善光寺などに参拝することが慣例化し、そのため各宿場町も栄えたのではないかと思われる。

この平和な時代の基礎を築いたのはやはり徳川家康で、秀忠に將軍職を譲った後、駿府にあって第8表のようなブレーンを集め二元政治を行なっている。ここでは戦国時代に活躍した武功派を権力の座から退け、本多正信、伊奈忠次、大久保長安のような吏僚派、僧侶、学者等を起用し、あらゆる角度から幕府の基礎固めを行なっている。この家康の時代の変化に即応した適材適所の人材登用は同じく能力主義を採用した信長、秀吉には無いもので、この家康の素質、発想の根元は今川における人質時代に培われたものと思われる。もし家康が今川の人質になっていなければ、祖父清康、父広忠のように宗家松平に敵対する松平一族などによって暗殺されていたかもしれないし、学問的素養も身に付かず単なる武力一辺倒の戦国武将になっていたかもしれない。

また家康は主家を失った武田、今川の遺臣1000人以上も自分の家臣として雇用しているし、信長、秀吉によって追討された伊賀、甲賀の忍者の面倒もよくみて、情報収集に当らせている。家康はまた彼を取り巻くブレーンを使って、現実に進行しつつある諸問題に迅速に対応するとともに將軍秀吉を中心に酒井忠世、土井利勝など次世代の若手を登用し、幕府の中核機構を造っていった。しかしながら、関ヶ原の戦い以降、果断な大名改易政策によって幕府の直轄領を拡大し、また関八州の河川を整備し、新田開発に努め、他の諸大名に比べ比較にならないほど強大な財政基盤を造っていったことが徳川幕府長期政権の元になったように思われる。その意味で徳川にとって伊奈忠次の功績は大きいものがある。

さいごに日頃から親しくお教えをいたいでいる法政大学名誉教授村上直先生、ならびに越谷市史編纂委員長の本間清利先生、高崎経済大学教授和泉清司先生に改めて御礼申し上げたい。